

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年1月28日
【発行者の名称】	エム・デー・ビー株式会社 (M. D. B Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下茂 奉文
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前五丁目52番2号
【電話番号】	03-5467-7740 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 倉田 乾一
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/company/ratio.php
【電話番号】	03-3666-2321 (代表)
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	エム・デー・ビー株式会社 https://www.mdb.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時ににおける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期（中間）	第35期（中間）	第36期（中間）	第34期	第35期
決算年月	自 2023年5月1日 至 2023年10月31日	自 2024年5月1日 至 2024年10月31日	自 2025年5月1日 至 2025年10月31日	自 2023年5月1日 至 2024年4月30日	自 2024年5月1日 至 2025年4月30日
売上高 (千円)	965,989	1,116,015	1,125,398	1,966,359	2,298,004
経常利益 (千円)	35,261	94,804	74,375	74,646	207,760
中間（当期）純利益 (千円)	23,244	62,059	48,148	56,079	137,285
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数 (株)	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
純資産額 (千円)	332,004	431,488	575,438	366,476	503,621
総資産額 (千円)	790,734	1,035,733	1,119,766	909,491	1,122,865
1株当たり純資産 (円)	332.00	431.48	575.44	366.47	503.62
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額） (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益 (円)	23.24	62.05	48.14	56.07	137.28
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	42.0	41.7	51.4	40.3	44.9
自己資本利益率 (%)	7.3	15.6	8.9	16.7	31.6
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△46,430	103,341	△1,293	3,148	229,182
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△7,318	△4,794	△58,822	△10	△675
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△25,118	△22,236	△16,032	53,306	38,268
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高 (千円)	304,725	516,348	554,128	440,037	630,276
従業員数 〔ほか、平均臨時雇 用者数〕 (名)	169 (15)	171 (18)	184 (18)	178 (16)	185 (17)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

- 第34期（中間期含む）及び第35期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。また、第35期、第36期（中間）の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
- 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数は期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 2023年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第34期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり中間（当期）純利益を算定しております。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、重要性の乏しい非連結子会社のみのため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
184(18)	39.4	11.1	5,362

サービスカテゴリー別の名称	従業員数（人）
S I サービス	169(15)
デジタルコンテンツサービス	
全社（共通、その他）	15(3)
合計	184(18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えて、サービスカテゴリー別の従業員数を記載しております。
4. 当社は、同一の従業員が複数の事業に従事しております。
5. 全社（共通、その他）として記載されている従業員数は、営業部門、本社管理部門等に所属しているものです。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間会計期間における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国の経済は、引き続き人手不足やアメリカ経済の動向など、先行き不透明感な状態にあります。その環境下において、国内のIT人材の需要は高い状態が継続しております。

このような状況の中、当社は教育・採用活動を通じた成長原資である人材の育成と確保に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化に努めてまいりました。

また、人件費の上昇により、案件ごとの売上は増加した一方、生成AIをはじめとする技術の進歩により、当社を取り巻く環境も日々急速に変化しており、長期間続いていた案件が終了する事態が生じたことにより粗利益は減少しました。このことにより、当中間期の売上高は、1,125,398千円（前年同期比0.8%増）となった一方で、売上総利益は215,501千円（同5.4%減）となりました。

各種営業活動や管理費用に関して販売費及び一般管理費は142,964千円（同7.0%増）となりました。この結果、営業利益は72,537千円（同23.0%減）となりました。

支払利息等が生じた一方で、各種助成金の収入が発生したことにより、経常利益は74,375千円（同21.5%減）となりました。これらの結果に加え、法人税等が生じたことにより、中期純利益は48,148千円（同22.4%減）となりました。

なお、当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は554,128千円（前期末比76,148千円減）となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローの支出は1,293千円（前年同期は103,341千円の収入）となりました。これは主に、税引前中間純利益73,541千円及び仕入債務の減少額18,821千円、未払金の減少額14,973千円、法人税等の支払額48,858千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローの支出は58,822千円（前年同期は4,794千円の支出）となりました。これは主に、完全子会社化を予定している株式会社ファンタスの株式譲渡契約に関する代金の一部を前払いしたことにより、関係会社株式取得に係る手付金支出が50,000千円生じたことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローの支出は16,032千円（前年同期は22,236千円の支出）となりました。これは長期借入金の返済による支出によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであるため、セグメント別の記載に代えてサービスカテゴリー別に記載しております。

(1) 生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社で行う事業は、情報システム人材を通じたサービス提供が中心となっております。当該事業ではその形態から受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりです。

サービスカテゴリー別	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)	
	販売高	
	金額 (千円)	前年同期比 (%)
SIサービス	1,032,461	103.7
デジタルコンテンツサービス	75,457	78.0
その他	17,479	72.6
合計	1,125,398	100.8

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりです。

相手先	前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)		当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
NECソリューションイノベータ株式会社	402,831	36.1	403,820	35.9
日本電気株式会社	211,604	19.0	235,195	20.9

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間においては、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、以下の記載事項は、特に断りがない限り、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 景気変動のリスク

顧客のIT投資等は、経済状況や景気動向により影響を受ける可能性があり、日本経済が低迷・悪化した場合には、市場規模が縮小するおそれがあり、その場合には当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 技術革新によるリスク

情報サービス産業では、大幅な技術革新等の変化が生ずることがあります。当社では多様な技術動向の調査・獲得に努めておりますが、技術革新等への対応が遅れた場合、業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 主要取引先への依存リスク

大手メーカー企業系、大手情報サービス企業系といった当社の主要取引先の経営方針等が大きく変更された場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保と育成について

当社では、優秀な人材の採用と育成に努めておりますが、優秀な人材が確保できない場合は、顧客ニーズや技術革新に対応できず、事業展開が制約され、事業計画を達成できない可能性があります。

(5) 安全衛生管理リスク

業務等においては計画外の事象による突発的な業務増加が発生することがあります。当社では、従業員等の労働衛生を守るために適切な労務管理に努めておりますが、やむをえない要因によりこのような事象が発生した場合は、労働生産性の低下等により業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法改正等のリスク

労働基準法や個人情報の保護に関する法律といった当社が事業を行うにあたって重要となる法令等が、社会状況等の変化等に応じて大きな改正が行われた場合、当社の事業運営体制等を見直すことが想定され、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 採算管理について

同業他社との競争で優位に立つため、より顧客ニーズに対応した付加価値の高い業務を提供することに努めておりますが、低価格帯での価格競争が増加した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティリスク

当社は、顧客企業の企業情報や個人情報などの機密情報を取り扱う場合があります。情報保護については、プライバシーマークを取得するとともに、教育及び監査を通じた社内管理体制の適切な運営に努め、設備面でもセキュリティ対策を実施しております。しかし、何かしらの事由により機密情報等が外部に漏洩した場合、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 災害等の発生について

地震、津波、大規模停電などの発生の影響により、運営に必要な人員体制や機器設備が確保できない場合、顧客との契約を履行することができず、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 創業者への依存について

当社の代表取締役社長である下茂奉文氏は、当社の創業者であり、当社発行済株式総数の88.8%を保有する大株主でもあります。当社では役員等への権限移譲やコーポレート・ガバナンス体制の構築により、同氏に過度に依存しない経営体制を整備しておりますが、何かしらの事情により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合は、当社の財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 配当政策

当社は財務体質の強化と成長投資の両立を図るため、これまで配当を実施しておりませんが、株主への利益配当は重要な経営課題と認識しております。

今後、将来の財務体質と内部留保の状況、当社を取り巻く事業環境等を勘案して、株主に対して利益還元を実施する所存ではありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその時期等は未定であります。

(12) J-Adviser との契約について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場いたしました。当社では、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、2025年4月18日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という）第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)から(c)の場合の区分に従い、当該(a)から(c)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む）を行う場合当該再建

計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合、当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わない。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当する。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でない認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一

部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TPMの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれの大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株

主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（甲が純粋持株会社である場合は、主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(18) 株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力等の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が東京証券取引所に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(20) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。

中間財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

① 資産の部

当中間会計期間末の財政状態につきましては、総資産は1,119,766千円（前期末比3,098千円減）となりました。

流動資産につきましては、888,411千円（同26,390千円減）となりました。これは主に、現金及び預金の減少が86,572千円、前渡金の増加が50,000千円生じたことによるものです。

固定資産につきましては、231,355千円（同23,291千円増）となりました。これは主に投資有価証券の増加50,046千円、建物の減少10,852千円、投資有価証券の売却に伴う繰延税金資産の減少12,442千円が生じたことによるものです。

② 負債の部

負債につきましては、負債合計は544,328千円（前期末比74,915千円減）となりました。

流動負債は345,121千円（同68,735千円減）となりました。これは主に、買掛金の減少18,821千円、未払金の減少14,973千円、未払法人税等の減少23,472千円、未払消費税等の減少14,254千円が生じたことによるものです。

固定負債は199,206千円（同6,179千円減）となりました。

③ 純資産の部

純資産につきましては、575,438千円（前期末比71,816千円増）となりました。これは、中間純利益の計上による利益剰余金の増加が48,148千円生じたためです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年1月28日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	4,000,000	3,000,000	1,000,000	1,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、2024年7月29日開催の取締役会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	2024年7月29日	
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 (社外取締役を除く) 2名 当社従業員 170名	
新株予約権の数 (個)※	507	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株)※	普通株式 50,700 (注) 1	
新株予約権の行使時の払込金額 (円)※	(注) 2	
新株予約権の行使期間 ※	自 2026年7月30日 至 2034年7月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)※	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3	
新株予約権の行使の条件 ※	<p>① 新株予約権の割当てを受けた者 (以下「新株予約権者」という。) は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 新株予約権の行使は、行使時において当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場 (特定取引所金融商品市場を除く) に上場していることを条件とする。</p> <p>④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 4	

※当中間会計期間の末日（2025年10月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末現在（2025年12月31日）において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）におけるTOKYO PRO Marketの当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} \times \text{調整前行使価額} = \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」欄の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5. 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為

の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の行使条件

「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記（注）4. に準じて決定する。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額(千 円)	資本金残高(千 円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年10月31日	—	1,000,000	—	25,000	—	—

(6) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
下茂 奉文	東京都港区	887,900	88.79
下茂 和子	東京都板橋区	52,000	5.20
浜田 遵	千葉県千葉市中央区	30,000	3.00
金子 博	東京都練馬区	30,000	3.00
株式会社フューチャーシステムズ	埼玉県戸田市上戸田5丁目25番地	100	0.01
計	—	1,000,000	100.00

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,000,000	10,000	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,000,000	—	—
総株主の議決権	—	10,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 2025年5月から2025年10月について売買実績はありません。

3 【役員の様況】

前事業年度の発行者情報提出後、当中間発行者情報提出までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）の中間財務諸表について、永和監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第191条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についても的確に把握することができる体制を整備するため、監査法人等の主催するセミナーへの参加や、社内研修等を行っており、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当中間会計期間 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	662,267	575,694
売掛金	240,980	237,537
仕掛品	776	3,294
原材料	317	344
前払費用	4,368	4,339
関係会社短期貸付金	1,800	1,700
前渡金	—	50,000
その他	4,291	15,500
流動資産合計	914,801	888,411
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 60,152	※1 49,299
機械及び装置	※1 10,871	※1 10,871
工具、器具及び備品	※1 9,186	※1 8,488
減価償却累計額	△62,044	△63,216
有形固定資産合計	18,166	5,443
無形固定資産		
ソフトウェア	32,083	30,483
電話加入権	184	184
無形固定資産合計	32,267	30,667
投資その他の資産		
長期性預金	12,103	12,604
投資有価証券	28,946	78,993
関係会社株式	300	300
破産更生債権等	33,794	33,794
長期前払費用	1,205	714
繰延税金資産	101,644	89,202
敷金及び保証金	10,933	10,933
関係会社長期貸付金	200	200
その他	2,296	2,296
貸倒引当金	△33,794	△33,794
投資その他の資産合計	157,630	195,244
固定資産合計	208,063	231,355
資産合計	1,122,865	1,119,766

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当中間会計期間 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	123,158	104,337
1年内返済予定の長期借入金	32,064	29,564
未払費用	52,872	59,664
未払金	24,348	9,374
未払法人税等	48,858	25,386
未払消費税等	※2 40,618	※2 26,363
前受金	1,020	1,250
預り金	13,994	7,026
賞与引当金	76,920	82,153
流動負債合計	413,857	345,121
固定負債		
長期借入金	68,074	54,542
退職給付引当金	104,871	111,997
資産除去債務	32,441	32,667
固定負債合計	205,386	199,206
負債合計	619,244	544,328
純資産の部		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	474,902	523,050
利益剰余金合計	474,902	523,050
株主資本合計	499,902	548,050
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,719	27,387
評価・換算差額等合計	3,719	27,387
純資産合計	503,621	575,438
負債純資産合計	1,122,865	1,119,766

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年 5月 1日 至 2024年10月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 5月 1日 至 2025年10月31日)
売上高	※ 1 1,116,015	※ 1 1,125,398
売上原価	888,198	909,896
売上総利益	227,816	215,501
販売費及び一般管理費	※ 2 133,561	※ 2 142,964
営業利益	94,255	72,537
営業外収益		
受取利息	38	485
受取配当金	47	44
助成金収入	1,350	1,788
その他	272	247
営業外収益合計	1,708	2,565
営業外費用		
支払利息	1,158	727
その他	0	—
営業外費用合計	1,158	727
経常利益	94,804	74,375
特別利益		
投資有価証券売却益	—	10,717
特別利益合計	—	10,717
特別損失		
固定資産除却損	—	11,551
特別損失合計	—	11,551
税引前中間純利益	94,804	73,541
法人税等	※ 3 32,745	※ 3 25,392
中間純利益	62,059	48,148

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2024年5月1日 至 2024年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,000	337,616	337,616	362,616	3,860	3,860	366,476
当中間期変動額							
中間純利益		62,059	62,059	62,059			62,059
株主資本以外の 項目の中間期変動 額（純額）					2,951	2,951	2,951
中間期変動額合計	—	62,059	62,059	62,059	2,951	2,951	65,011
中間期末残高	25,000	399,676	399,676	424,676	6,812	6,812	431,488

当中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本			株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	25,000	474,902	474,902	499,902	3,719	3,719	503,621
当中間期変動額							
中間純利益		48,148	48,148	48,148			48,148
株主資本以外の 項目の中間期変動 額（純額）					23,668	23,668	23,668
中間期変動額合計	—	48,148	48,148	48,148	23,668	23,668	71,816
中間期末残高	25,000	523,050	523,050	548,050	27,387	27,387	575,438

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	94,804	73,541
減価償却費	1,619	6,228
賞与引当金の増減額 (△は減少)	3,638	5,233
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	4,828	7,125
受取利息及び受取配当金	△85	△529
助成金収入	△1,350	△1,788
支払利息	1,158	727
投資有価証券売却益	—	△10,717
固定資産除却損	—	11,551
売上債権の増減額 (△は増加)	△44,238	3,442
棚卸資産の増減額 (△は増加)	569	△2,544
前払費用の増減額 (△は増加)	△897	28
仕入債務の増減額 (△は減少)	20,016	△18,821
未払金の増減額 (△は減少)	2,730	△14,973
未払費用の増減額 (△は減少)	2,683	6,791
前受金の増減額 (△は減少)	20,928	229
未払消費税等の増減額 (△は減少)	10,440	△14,254
その他	1,231	△5,295
小計	118,076	45,974
利息及び配当金の受取額	85	529
助成金の受取額	1,350	1,788
利息の支払額	△1,158	△727
法人税等の支払額	△15,012	△48,858
営業活動によるキャッシュ・フロー	103,341	△1,293
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,800	△1,700
有形固定資産の取得による支出	△665	△1,456
無形固定資産の取得による支出	—	△2,000
関係会社貸付による支出	△2,000	—
投資有価証券の取得による支出	—	△15,078
投資有価証券の売却による収入	—	11,630
関係会社株式取得に係る手付金支出	—	△50,000
その他	△328	△218
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,794	△58,822
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△22,236	△16,032
財務活動によるキャッシュ・フロー	△22,236	△16,032
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	76,311	△76,148
現金及び現金同等物の期首残高	440,037	630,276
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 516,348	※ 554,128

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

a. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

b. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

2. 減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物	15～20年
機械装置	4～17年
工具器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に顧客からの準委任契約によるデジタル人材を通じた業務提供サービスと受託開発契約に基づく受託開発業務、その他に区分されます。顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、履行義務充足後の概ね2か月以内に期日が到来することから、契約に重要な金融要素は含まれません。

【デジタル人材業務】

ソフトウェア開発現場やシステム運営開発現場における、ITエンジニアの技術力と労働サービスを提供することが履行義務であります。主に顧客との準委任契約に基づいて、契約期間にわたり労働時間の経過につれて履行義務が充足されるものと判断し、顧客との準委任契約に基づく月額契約金額をもとに一定期間で収益を認識しております。

【受託開発業務】

受託開発（各種受注制作のソフトウェア開発）については、契約期間がごく短い契約については完了時に収益を認識することとし、それ以外で一定の期間にわたり充足される履行義務と判断されるものについては、履行義務の充足に係る進捗度を見積り総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

【その他】

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

（表示方法の変更）

当中間会計期間（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「賞与引当金の増減額」は、表示の明瞭性を高めるため、当中間会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替を行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた4,870千円は、「賞与引当金の増減額」3,638千円、「その他」1,231千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

※1 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接減額している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年4月30日)	当中間会計期間 (2025年10月31日)
圧縮記帳額	172,170千円	172,170千円
（うち、建物）	148,081 〃	148,081 〃
（うち、機械及び装置）	18,252 〃	18,252 〃
（うち、工具、器具及び備品）	5,836 〃	5,836 〃

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債に「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係） 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年 5月 1日 至 2024年10月31日)	当中間会計期間 (自 2025年 5月 1日 至 2025年10月31日)
有形固定資産	1,619千円	2,628千円
無形固定資産	—	3,600千円

※3 中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式	1,000,000	—	—	1,000,000
合計	1,000,000	—	—	1,000,000

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金勘定	547,139千円	575,694千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△33,804 "	△36,211 "
その他(預け金)	3,014 "	14,644 "
現金及び現金同等物	516,348千円	554,128千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」については、現金であること、および預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。また、「売掛金」「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	28,946	28,946	—
資産計	28,946	28,946	—
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	100,138	100,063	△74
負債計	100,138	100,063	△74

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	662,267	—	—	—	—	—
売掛金	240,980	—	—	—	—	—
合計	903,247	—	—	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	32,064	26,564	24,565	16,945	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	28,946	—	—	28,946
資産計	28,946	—	—	28,946

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	100,063	—	100,063
負債計	—	100,063	—	100,063

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金については、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (※) その他有価証券	63,914	63,914	—
資産計	63,914	63,914	—
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	84,106	83,574	531
負債計	84,106	83,574	531

※市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間会計期間末 (千円)
非上場株式	15,078

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	575,694	—	—	—	—	—
売掛金	237,537	—	—	—	—	—
合計	813,232	—	—	—	—	—

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	29,564	26,064	21,703	6,775	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプット

がそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	63,914	—	—	63,914
資産計	63,914	—	—	63,914

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	83,574	—	83,574
負債計	—	83,574	—	83,574

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	14,480	5,674	8,805
	小計	14,480	5,674	8,805
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	14,466	17,511	△3,045
	小計	14,466	17,511	△3,045
合計		28,946	23,186	5,759

その他有価証券

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

	種類	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得価額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	63,914	22,044	41,870
	小計	63,914	22,044	41,870
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		63,914	22,044	41,870

(注) 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額15,078千円)については、上記に含めておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主にふくしまデジタル・コンテンツ・センタの土地賃借契約に係る原状回復義務、オフィス等の賃貸借契約に係る原状回復義務です。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から15年～20年と見積り、割引率は1.11%～1.53%を用いて資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	31,995千円	32,441千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- "	- "
時の経過による調整額	446 "	226 "
期末残高	32,441千円	32,667千円

(収益認識関係)

前中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)
SIサービス	995,212千円
デジタルコンテンツサービス	96,734
その他	24,068
顧客との契約から生じる収益	1,116,015
外部顧客への売上高	1,116,015

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	前中間会計期間
契約資産(期首残高)	-	832
契約資産(中間期末(期末)残高)	832	1,025
契約負債(期首残高)	5,121	3,067
契約負債(中間期末(期末)残高)	3,067	23,995

(注)1. 顧客との契約から生じた契約負債は、貸借対照表上「前受金」に含まれております。

2. 契約資産は、主に受託開発(各種受注制作のソフトウェア開発)における顧客との契約において進捗

度に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。
 契約負債は、SIサービスやデジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

3. 当中間会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は1,353千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

サービスカテゴリー別	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
SIサービス	1,032,461千円
デジタルコンテンツサービス	75,457
その他	17,479
顧客との契約から生じる収益	1,125,398
外部顧客への売上高	1,125,398

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「注記事項(重要な会計方針)5.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当中間会計期間
契約資産(期首残高)	832	—
契約資産(中間期末(期末)残高)	—	—
契約負債(期首残高)	3,067	1,020
契約負債(中間期末(期末)残高)	1,020	1,250

(注)1. 顧客との契約から生じた契約負債は、貸借対照表上「前受金」に含まれております。

2. 契約資産は、主に受託開発(各種受注制作のソフトウェア開発)における顧客との契約において進捗度に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利であります。契約資産は、顧客の検収時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、デジタルコンテンツサービス等の提供に係る前受代金相当額であります。契約負債は収益の認識に伴い、取り崩されます。

3. 当中間会計期間に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は633千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対

価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の報告セグメントは情報ソリューション事業のみであり、その他の事業セグメントは開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	402,831	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	211,604	情報ソリューション事業

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は、単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高が無いため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NECソリューションイノベータ株式会社	403,820	情報ソリューション事業
日本電気株式会社	235,195	情報ソリューション事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)

該当事項はありません

当中間会計期間(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)

該当事項はありません

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	503.62円	575.44円

	前中間会計期間 (自 2024年5月1日 至 2024年10月31日)	当中間会計期間 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり中間純利益	62.06円	48.14円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	—	—

(注) 1. 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しないため記載していません。

2. 当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

3. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前中間会計期間 (自2024年5月1日 至2024年10月31日)	当中間会計期間 (自2025年5月1日 至2025年10月31日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益(千円)	62,059	48,148
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	62,059	48,148
普通株式の期中平均株式数(株)	1,000,000	1,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類 (新株予約権の数510個) 詳細は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権1種類 (新株予約権の数507個) 詳細は、「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(取得による企業結合)

当社は、2025年10月29日開催の取締役会において、株式会社ファンタスの全株式を取得して完全子会社化することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結し、2025年12月26日に子会社化いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

株式会社ファンタス

事業の内容

ネットワーク運用・保守、システム運用・保守、移動体通信システム運用保守監視に伴う業務全般

(2) 企業結合を行った主な理由

被取得企業の人材や開発・運営ノウハウ等を取り込み、当社グループの成長を促進するため。

(3) 企業結合日

2025年12月26日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 150,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年1月27日

エム・デー・ビー株式会社
取締役会 御中

永和監査法人
東京都中央区

指定社員 公認会計士 芦澤宗孝
業務執行社員

指定社員 公認会計士 清水巧
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエム・デー・ビー株式会社の2025年5月1日から2026年4月30日までの第36期事業年度の中間会計期間（2025年5月1日から2025年10月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エム・デー・ビー株式会社の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。